様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和６年６月１９日

京都府知事　殿

提出者

住　所　京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口１

氏　名　京都府流域下水道事務所　所長　吉本 慶太

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　075-954-1879

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	京都府流域下水道事務所　宮津湾浄化センター
事業場の所在地	宮津市字獅子10番地
計画期間	令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	363　下水道業
②事業の規模	年間下水処理量　313万㎥
③従業員数	４人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	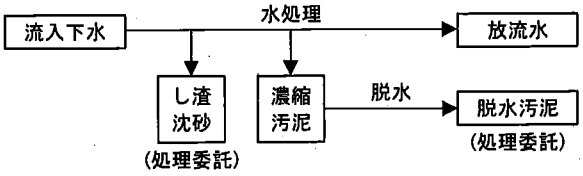

（日本産業規格　A列４番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

宮津湾浄化センター
所長 ― 廃棄物処理業務担当職員

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和５年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥（余剰汚泥等）	汚泥（し渣、沈砂）
排出量	22,388 t	1 t

（これまでに実施した取組）

―

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥（余剰汚泥等）	汚泥（し渣、沈砂）
排出量	22,000 t	3 t

（今後実施する予定の取組）

―

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

汚泥、し渣・沈砂等は、場所を特定し、飛散・流出の無い状況で分別保管を実施している。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

（従来取組を継続実施）

（第３面）

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和５年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥 （余剰汚泥等）	汚泥 （し渣、沈砂）
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥 （余剰汚泥等）	汚泥 （し渣、沈砂）
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） —		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和５年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥 （余剰汚泥等）	汚泥 （し渣、沈砂）
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	20,016 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 汚泥の脱水を効率よく行うことにより、中間処理後の産業廃棄物量を減少させるように努める。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥 （余剰汚泥等）	汚泥 （し渣、沈砂）
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	19,700 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 汚泥の含水率をさらに減少させることにより、中間処理後の産業廃棄物の量の増加を極力抑える。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（令和５年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥（余剰汚泥等）	汚泥（し渣、沈砂）
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

―

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥（余剰汚泥等）	汚泥（し渣、沈砂）
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）

―

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和５年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥（余剰汚泥等）	汚泥（し渣、沈砂）
全処理委託量	2,372 t	1 t
優良認定処理業者への処理委託量	1,916 t	1 t
再生利用業者への処理委託量	2,309 t	0 t
認定熱回収業者への処理委託量	1,090 t	1 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

汚泥は、極力、セメント化、堆肥化その他再生利用を行う中間処理業者に委託している。

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥 （余剰汚泥等）	汚泥 （し渣、沈砂）
	全処理委託量	2,300 t	3 t
	優良認定処理業者への処理委託量	997 t	3 t
	再生利用業者への処理委託量	1,303 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	920 t	2 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） （従来取組を継続実施）		
※事務処理欄			

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

（１）①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

（２）②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

（３）④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。